

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる**通常 1 割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく 2 種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です）

〈従来型個室〉		〈多床室〉	
・要介護1	717円	・要介護1	793円
・要介護2	763円	・要介護2	843円
・要介護3	828円	・要介護3	908円
・要介護4	883円	・要介護4	961円
・要介護5	932円	・要介護5	1012円

外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。

但し、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

＊当施設ではサービス提供体制強化加算を算定しております。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日あたり）6円

＊療養食を提供した場合、別途料金が加算されます。

療養食加算（1食あたり）6円

＊ターミナルケアを提供した場合、別途料金が加算されます。

死亡日以前31日以上45日以下（1日あたり）72円

死亡日以前4日以上30日以下（1日あたり）160円

死亡日の前日、前々日（1日あたり）910円

死亡日（1日あたり）1,900円

＊当施設では褥瘡マネジメントを実施しております。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（月に1回）3円

（Ⅱ）（月に1回）13円

＊当施設ではリハビリテーションマネジメント計画書情報加算を算定しております。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）

（月に1回）33円

＊当施設では科学的介護推進体制加算を算定しております。

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（月に1回）40円

＊当施設では高齢者施設等感染対策向上加算を算定しております。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（月に1回）10円

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（月に1回）5円

＊当施設では協力医療機関連携加算を算定しております。

協力医療機関連携加算（月に1回）50円

＊利用総単位数の5.4%に相当する単位を加算しております。

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

＊ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金が加算されます。

＊医師の指示のもと介護療養上必要な管理・リハビリ・治療等の介護療養施設サービスを受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額が加算されます。

2 利用料

① 食費（1日当たり）1,445円＊

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている

食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）＊

- ・ 従来型個室 1,728 円
- ・ 多床室 437 円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 特別な室料（1日当たり） ※外泊時にも室料の料金が発生いたします。

- ※ 個室 4,500 円(税別)
- ※ 二人部屋 2,500 円(税別)

④ 日常生活品費 実費

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合はレンタル品となります。その場合、株式会社アメニティと直接のご契約になります。料金については別紙のアメニティセットレンタルのご案内を参照して下さい。レンタルをご利用にならない場合は、看護師または介護士にお申し出て下さい。ご準備して頂く日常生活品をご案内いたします。

⑤ 教養娯楽費／参加者のみ1回あたり 150 円(税別)

倶楽部や年間行事その他レクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料費や風船、輪投げ等遊具、DVD ソフト、誕生会のプレゼント費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 理美容代 3,000 円(税別) ※ベッドカットは4,000 円(税別)
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦ 健康管理費 実費

インフルエンザ予防接種に係る費用で予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑧ 私物の洗濯代 実費

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
料金については別紙のアメニティセットレンタルのご案内を参照して下さい。

⑨ コンセント利用費 1日あたり 50 円(税別)

電化製品等コンセントを使用するものを持ち込まれた場合にお支払いいただきます。

⑩ 文書料

診断書等を作成した場合にお支払いいただきます。

- ・ 死亡診断書 一通 20,000 円(税込)
- ・ その他 一通 3,000 円以上(税別)

⑪ 寝巻代 7,000 円(税別)

B 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

- ① 短期入所療養介護の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。）

〈従来型個室〉		〈従来型多床室〉	
・要介護 1	753 円	・要介護 1	830 円
・要介護 2	801 円	・要介護 2	880 円
・要介護 3	864 円	・要介護 3	944 円
・要介護 4	918 円	・要介護 4	997 円
・要介護 5	971 円	・要介護 5	1,052 円

*当施設ではサービス提供体制強化加算を算定しております。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日あたり）6 円

*療養食を提供した場合、別途料金が加算されます。

療養食加算（1食あたり）8 円

*入所者さまを送迎した場合、別途料金が加算されます。

送迎加算（片道）184 円

*ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金が加算されます。

*医師の指示のもと介護療養上必要な管理・リハビリ・治療等の介護療養施設サービスを受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額が加算されます。

*利用総単位数の 5.4%に相当する単位を加算しております。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

- ② 介護予防短期入所療養介護の自己負担額（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。）

〈従来型個室〉		〈従来型多床室〉	
・要支援 1	579 円	・要支援 1	613 円
・要支援 2	726 円	・要支援 2	774 円

2 利用料

- ① 食費／1日 ・朝食 480 円 ・昼食 480 円 ・夕食 485 円*

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日*

- ・従来型個室 1,728 円
- ・従来型多床室 437 円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料 2》をご覧ください。

- ③ 特別な室料（1日当たり） ※外泊時にも室料の料金が発生いたします。

※ 個室 4,500 円(税別)

※ 二人部屋 2,500 円(税別)

- ④ 日常生活品費 実費

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合はレンタル品となります。その場合、株式会社アメニティと直接のご契約になります。料金については別紙のアメニティセットレンタルのご案内を参照して下さい。レンタルをご利用にならない場合は、看護師または介護士にお申し付けください。ご準備して頂く日常生活品をご案内いたします。

- ⑤ 教養娯楽費／参加者のみ1回あたり 150 円(税別)

倶楽部や年間行事その他レクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料費や風船、輪投げ等遊具、DVD ソフト、誕生会のプレゼント費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 理美容代 3,000 円(税別) ※ベッドカットは 4,000 円(税別)

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

- ⑦ 健康管理費 実費

インフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチンに係る費用で予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

- ⑧ 私物の洗濯代 実費

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

料金については別紙のアメニティセットレンタルのご案内を参照して下さい。

- ⑨ コンセント利用費 1日あたり 50 円(税別)

電化製品等コンセントを使用するものを持ち込まれた場合にお支払いいただきます。

- ⑩ 文書料

診断書や意見書等を作成した場合にお支払いいただきます。

・死亡診断書 一通 20,000 円(税込)

・その他 一通 3,000 円以上(税別)

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
（課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など）
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室	多床室
			従来型個室	
利用者負担第 1 段階	3 0 0	8 8 0	5 5 0	0
利用者負担第 2 段階	3 9 0			4 3 0
利用者負担第 3 段階①	6 5 0	1, 3 7 0	1, 3 7 0	
第 3 段階②	1, 3 6 0			

※上記表中は、負担上限額にて記載しております。

《別添資料 2》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

○ 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

○ 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第 2 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方

【利用者負担第 3 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
（課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など）

○ 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室	多床室
			従来型個室	
利用者負担第 1 段階	3 0 0	8 8 0	5 5 0	0
利用者負担第 2 段階	6 0 0			4 3 0
利用者負担第 3 段階①	1, 0 0 0	1, 3 7 0	1, 3 7 0	
第 3 段階②	1, 3 0 0			

※上記表中は、負担上限額にて記載しております。

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設 きんもくせい
管理者 石川 暢 殿

< 利 用 者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 扶 養 者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 連帯保証人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係 ()

介護老人保健施設のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護）を利用するにあたり、介護老人保健施設きんもくせい利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意し必ず履行いたします。利用者または扶養者が履行しない場合、連帯保証人がこれを支払います。

また下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設きんもくせいの諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設きんもくせいに対し一切迷惑をかけません。

以上